資料５

新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会
設置及び審査・調査要領（案）

１　特別委員会の名称
　新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会

２　設置の根拠
　地方自治法第１０９条及び芽室町議会委員会条例第５条

３　目　　　的
　新嵐山スカイパーク経営改革に係る基本理念、経営形態、事業手法、事業経費、費用対効果等について審査・調査すること

４　設置年月日
　令和５年７月２８日

５　委員の定数　１５人（議長を除く全員）

６　調査期間
　調査終了まで

７　そ　の　他
　その他必要な事項は、本特別委員会において協議決定する。

特別委員会設置の経過及び概要について

１　経　過

令和５年７月 12 日（水）に開催した第３回全員協議会において、町から新嵐山スカイパークの経営方針変更の検討概要の提示があったことから、議会の対応について協議した結果、特別委員会設置の共通認識を図ったもの

２　経営方針変更に向けての町の対応（別紙１）

（１）　指定管理期間の１年延長（令和６年３月→令和７年３月末）
　　　現行指定管理事業者との随意契約による契約延長（～令和７年３月）
（２）　債務超過額の補助
（３）　第３セクター（めむろ新嵐山株式会社）の清算（令和７年３月）
（４）　第３セクター以外の新たな運営方法の模索（指定管理前提、直営含め検討）

３　議会の対応

特別委員会設置による審査（「新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会」）

４　検討経過と今後のスケジュール

- ７月１２日（水）　第３回全員協議会で協議、合意形成
- ７月２０日（木）　第７回議会運営委員会で特別委員会設置の協議、決定
- ７月２８日（金）　臨時会議で特別委員会設置の提案（議運委員長提案）、採決
  第１回「新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会」
  （正副委員長互選）
- ８月上旬　第２回「新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会」
  （調査事項審査）
- 以降適宜特別委員会開催

５　調査の視点及び審査のポイント

（１）　現行経営方針（財産の定義、事業の目的、成果と課題）
（２）　経営方針を変更する背景と理由（不可抗力と過失の区分含む）
（３）　町の資金支援計画（支援時期及び支援金額）
（４）　経営方針変更の手順とスケジュール

別紙1

新嵐山スカイパークの今後について（2023. 7. 12　全員協議会資料）

1. 現状

　新型コロナウイルスなどの影響により、新嵐山スカイパークの指定管理事業者であるめむろ新嵐山株式会社の債務超過が続いている。令和4年度については、コロナ交付金などにより、黒字になったものの、令和5年度については、資金繰りが逼迫しており、危機的な状況である。

　同社は、町が100％出資している会社であり、出資者の責任として、従業員の給料や仕入れ先への未払いは避けなければならない。

　また、現在の形態・経営状況のままでは、利益を上げることは難しく、今後は、施設の老朽化などにより、経費負担はさらに増える傾向にある。

2. 対応案

（1）町民の財産である、新嵐山スカイパークを守ることを大前提とする。

（2）債務超過の要因は、指定管理の委託料における町の積算と実績の乖離であり、令和元年度分から令和3年度分の乖離分について、町が補助金として支出する。

（3）めむろ新嵐山株式会社との指定管理委託契約を令和6年度まで1年間延長する。

（4）同社は、令和6年度の指定管理期間終了後に、清算する。また、令和 5 年度末までに第 3 セクター以外の手法を模索し、令和 7 年度以降は新たな経営体での運営を目指す。

3. 新たな在り方について

（1）第5期芽室町総合計画に基づき、芽室町の個性を体感でき、町民にとっても誇ることのできる魅力ある場とする。また、芽室町全体の観光政策をまとめた「（仮称）芽室町観光ビジョン」を令和5年度末までに策定し、そのビジョンにも基づくものとする。

（2）「新嵐山スカイパーク自分ごと化会議」からの提言は最大限尊重する。

（3）持続可能な運営を目指し、宿舎（宿泊・レストラン）・スキー場・キャンプ場・公園（展望台を含む）については、ゼロベースでの検討を行う。

（4）検討にあたっては、サウンディング調査など、民間企業の発想を最大限活用する。